TOKUSHIMA UNIVERSAL DESIGN

本 編



目 次

第1章	ユニバーサルデザインによるまちづくりの取り組み····································	1
ב:	ニバーサルデザインとは	2
第2章	ものづくり	4
すん	ヾての人が安全、簡単に利用しやすい製品など	5
第3音	まちづくり	7
カ ン 年	- G ファマラ B動空間····································	, 0
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	၁ ဝ
	ョ K施設·······1	
	、	
	复柵·······	
	卜照明······	
	場・駐輪場	
ア	プローチ•敷地内(公園内)通路	7
玄	■・ 出入□ ····································	9
廊	T	<u> 1</u>
	B	
エリ	、ベーター・エスカレーター2	24
スロ]ープ2	27
手	Fり2	28
2 1	J用空間······	29
	 プレ•洗面所 ······	
	しなのトイレ······	
	₹室•シャワー室 ····································	
	= 日施設の客室等····································	
	5.000000000000000000000000000000000000	
	』	
	カソノター・水臥み場・公永竜記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ル呈等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 ····································	
772	マ、停留所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.4
第4章	情報環境づくり	.5
	:	
	怠情報サイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	セ・嗅覚情報サイン 5	
非常	常時の情報設備······	52
•		
第5章	適合証	34
適	~ こ □	55

第1章 ユニバーサルデザインによる まちづくりの取り組み

ユニバーサルデザインとは

これまでは、若い健康な人を「平均的な人」と設定し、都市や生活環境が計画・設計されていましたが、ユニバーサルデザインにおいては、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう計画・設計する考え方です。

(1) ユニバーサルデザイン条例とは

ユニバーサルデザインによるまちづくりの基本理念を明らかにし、社会全体として総合的かつ継続的な取組を推進していくため、平成19年3月20日に、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」が施行されています。

県民・事業者・行政が互いに協力しながら、ぞれぞれの役割を積極的に果たし、現状に甘んずることなく一体となって、地域社会の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会を実現するための条例です。

(2) ユニバーサルデザインの「7つの原則」

- ① 誰にでも公平に利用できること(公平性)
- ② 使う上で自由度が高いこと(自由性)
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること(単純性)
- ④ 必要な情報がすぐ理解できること(わかりやすさ)
- (5) うっかりミスや危険につながらないデザインであること(安全性)
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること(省体力)
- ⑦ アクセス[接近すること]しやすいスペースと大きさを確保すること(使いやすさ)

(3) 徳島県の目標

県民はすべての人が施設、製品及びサービスを円滑に利用できるように配慮しましょう。 事業者は、自ら設置する、または管理する施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるよう に整備に配慮しましょう。

(4) 徳島県の基本姿勢

ユニバーサルデザインの「7つの原則」を踏まえて、4つの視点で取り組みます。

- ① 「利用者重視の考え方」の視点 すべての人のニーズを満たすことを考え、より多くの人にとって利用しやすいデザインを目指すために、利用者の声を重視します。
- ② 「安全・安心」の視点 うっかりした行動や意図しない行動が、間違いや危険につながらないように、どのよう

な状況でも、すべての人が安全に安心して利用できることを重視します。

③ 「簡単」の視点

利用方法や内容がすぐに分かるなど、すべての人にとって、利用しやすい・分かりやすいことを重視します。

④ 「快適」の視点

姿勢・スペースなどの点からも使いやすいなど、すべての人が不自由なく楽に利用できることを重視します。

☆取り組みへの配慮事項

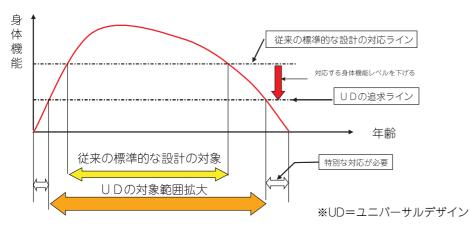
① 環境や地域特件に対する配慮

ユニバーサルデザインは、すべての人が利用しやすいデザインですが、必ずしも全国的に、画一化されたものではありません。

地域の自然、産業、文化などに応じて、求められるデザインが異なります。

- ◇ 「環境」や「景観」に配慮し、地域の文化、産品、伝統などの「特性」を活かすことが必要です。
- ② 柔軟な、継続した取り組みへの配慮
 - ・ ユニバーサルデザインは、様々な人や状況の変化に対して、できる限り汎用性を持つものであり、状況に応じた「柔軟な」取り組みが必要です。
 - ・ ユニバーサルデザインは、完全な、完成した形があるものではないため、限られた条件がある場合でも、その中でよりよいものを求めて工夫することが大切です。また、 利用者の声を聴き、さらによいものを目指して「継続して」取り組むことが必要です。

【ユニバーサルデザインの対象範囲】



【ユニバーサルデザインとバリアフリーの例】

	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
トイレ	多機能トイレ	車いす使用者トイレ
バス	ノンステップバス	リフト付きバス
手洗い場	高さの違う手洗い場	高さの低い手洗い場



第2章 ものづくり	

すべての人が安 全、簡単に利用し やすい製品など

すべての人が安全、簡単に利用しやすい製品が普及することを目指し、利用者のニーズが反映されたものづくりが行われるように努めます。

◇製品開発

生活の質の向上や利用者意識の高まりにより、利用者の多様なニーズに対応し、すべての人が利用しやすい、快適さをもたらす製品の開発が求められています。

(ユニバーサルデザイン製品の開発など)

◇製品利用

ユニバーサルデザイン製品の普及に向けては、何よりも利用者の製品に対する認知度の向上と、事業者による製品の供給促進が必要です。

(ユニバーサルデザイン製品の普及、利用促進など)

【ユニバーサルデザインに配慮した製品や公共工作物の例】

☆券売機と自動販売機(工作物)

◎スペースの確保

・車いす使用者が容易に転回できるよう水平スペースが確保されています。

◎金銭投入口、ボタンなど

- ・金銭投入口、選択ボタン及び取出口は、車いす使用者や子ども なども利用しやすい位置や形態です。
- ・駅舎などの券売機では、券売機横に点字の運賃表を掲示して います。

また、料金表示欄に点字が併記されています。



自動販売機



料金の点字併記



券売機

☆ノンステップバス

・利用者が乗り降りしやすいように、入 り口の階段(ステップ)を解消していま す。



ノンステップバスの内部



ノンステップバス

☆信号機等(工作物)

・明るくはっきりとして、信号の色や案内標識が見やすいように LED(発光ダイオード)を使用しています。



LED 大型内照反射式道路標識



LED 信号機

【家庭の中にも、このようなものがあります。】

☆シャンプー・リンス

・シャンプーとリンスを間違わないように区別するためにシャン プーのボトルの側面にぎざぎざの印がつけられています。



シャンプー・リンス

☆リモコン

・操作がしやすいように、押しやすい大きなボタンと、コントラストがはっきりして読みやすい文字になっています。





道路

安全で安心して利用できる道路

連続性、動線、段差に配慮し、安全で安心して利用できるようにします。



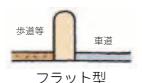
基本事項

道路幅員

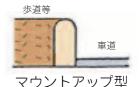
・歩道及び車道は、交通量及び利用状況に応じた、適正な幅員とします。

歩道等の形式・材料

- ・市街地部では原則として透水 性舗装*1とします。
- ・必要に応じて衝撃をやわらげ る材料の舗装とします。







・連続的な平坦性を確保するとともに、段差軽減のため、セミフラット型*2とします。

- ・沿道の利用状況などにより、セミフラット型の採用が困難な場合は、現地の実情に合わせ、フラット型*3またはマウントアップ型*4とします。
- ・歩道の横断歩道部等においては、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう車道側が2cm、歩道側が2cmの乗り入れブロックを使用します。
- ・自転車歩行者道の自転車横断帯部等においては、通行性をよくするため、車道側が 0 cm、歩道側が 2 cm の乗り入れブロックを使用します。

歩道の勾配・段差

- ・縦断勾配、横断勾配、すりつけ勾配は、車いす利用者が通行しやすい勾配とします。
- ・勾配が長く続く場合は、平坦部を設けます。
- ・やむを得ず段差が生じる場合は、通行に支障のない高さとしま す。



自転車歩行者道巻き込み部の例 (宮倉徳島線)

緣石

・車両乗り入れ部や歩道巻き込み部など、やむを得ない場合を除 き、連続して平坦となるように設けます。

交差点部

- ・歩道には、横断待ちをする部分に平坦な部分を設けスペースを確保します。
- ・視認性を高めるために、必要に応じて視線誘導標や道路照明灯などを設置します。

歩道等と車道の分離

・歩道等と車道は縁石、植樹帯、防護柵等の方法で分離します。

歩行者・自転車の分離

・利用状況に応じて、歩道の有効幅員が4.0m以上一定区間連続で確保できる場合は、歩行者と自転車を分離する形状とします。また、舗装材料を変更したり、植樹帯などで誘導し、通行帯をわかりや

- ※1 透水性舗装:路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装
- ※2 セミフラット型:歩道面を車道面より若干高くし縁石を歩道面より高くした構造
- ※ 3 フラット型:歩道面と車道面の高さが同一で縁石を歩道面より高くした構造
- ※4 マウントアップ型:歩道面および縁石天端を車道より高くした構造

すくします。

車道舗装

・降雨時の水しぶき・走行騒音・ライトの反射などを低減する必要がある箇所は、排水性舗装*1とします。

路面(舗装等)の材料

・平坦性、すべりにくさ、水はけの良さなどを考えて路面材料を選定します。特に、ブロックタイプの舗装材は、目地部に段差が生じやすいので、段差が発生しないようにします。

幅員の確保

- ・標識柱や電柱等により適正な幅員が確保できない場合は、その 移設等について関係機関に働きかけます。
- · 占用物*2を設置する場合は、道路本来の機能を阻害しない場所に設置します。

沿道店舗の立て看板やのぼり、駐輪、駐車車両など道路不法占用物の撤去を地域住民とともに働きかけます。



歩行者と自転車を構造物等で区分 する例(国道438号)



歩行者と自転車をカラー舗装等で 区分する例(徳島鴨島線)

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

連続性

・マウントアップ型歩道の場合、沿道の細い通路との交差部では 段差軽減のためハンプ*3を設けましょう。

視認性

- ・沿道の利用状況に応じて、誘導用ブロックを設けましょう。
- ・車止めは、視認性の良いものを使用しましょう。
- ・縁石には反射鋲などを設け、夜間の視認性を高めましょう。
- ・歩行者と自転車を分離する場合は、視認性の良いカラー舗装な どで通行帯を区分する計画としましょう。

車止めの例(徳島鴨島線)

・歩道と民地側の出入口部などの高低差をすりつける場合、沿道の利用者・地権者との協議・調整を 行い、土間コンクリート・階段・スロープなどですりつけましょう。

マンホールなど

すりつけ

- ・マンホールなどの突出やすりつけの悪さなど、占用*⁴復旧箇所の凹凸が生じないようにしましょ う。
- ・マンホールの蓋などの滑りやすい部分は、滑り止めなどの対策を講じましょう。

停車帯(荷さばき場、タクシー乗り場など)

・道路上に停車帯を設ける場合、一般車両の走行を妨げないようにし、路面には必要に応じて使用用 途が分かるように明示しましょう。

- ※1 排水性舗装:透水性舗装の下に不透水性舗装を敷き雨水を側溝へ導く機能を持った舗装
- ※2 占用物:電柱や水道管など、道路敷内に継続して使用する一定の工作物又は施設。
- ※3 ハンプ:舗装を部分的に盛り上げ、運転者に対して通過時のショックや事前の視野により速度低下を促すもの。
- ※4 占用:水道管・ガス管など、一定の工作物を道路敷内等で継続して使用すること。



・停車車両の乗降者や積荷の往来が想定される部分は、横断歩道の場合と同様に、できるだけ歩車道 境界の段差をなくしましょう。

歩道のない道路での自転車・歩行者通行帯

・路肩及び余裕幅などを利用し、自転車・歩行者通行帯を確保しましょう。また、舗装材料や色調を変え、利用者にわかりやすくしましょう。

工事中

- ・必要に応じて、交通誘導員を配置しましょう。
- ・迂回路、仮設道路については、現道と同等の機能を確保しましょう。特に、誘導用ブロックがある場合には、連続性を確保しましょう。
- ・工事箇所においては、歩行者の通路を確保しましょう。



歩道のない道路での歩行者スペースの確保例

- ・同じ箇所における工事(舗装、水道等)の施工時期を調整し、効率良い工事を行いましょう。
- ・地下埋設工事など、竣工後に段差の発生が懸念される場合は、沈下防止策をあらかじめ講じましょう。
- ・工事看板は、工事内容がわかりやすい標記にするとともに、工事区域がわかりやすいような配置と しましょう。

排水施設

動線と交差しない、安全な排水施設

側溝・排水桝・横断側溝などは、動線と交差しない場所へ設け、蓋は滑りにくく、靴のかかとなどが落ち込まないものとします。

رن [

基本事項

設置

- ・歩道面等が低いために、水の溜る恐れがある箇所では、雨水ますを追加する等排水に十分配慮します。
- ・歩道に設ける場合は、動線と重ならないように設けます。やむを得ず動線と重なる場合には、利用目的、周辺環境を考慮した上で、側溝に掛かる蓋は滑りにくく、つえや車いすのキャスター等が落ち込まないものとします。



歩行動線上に重ならないように排水施設を 設置する例(宮倉徳島線)



細目の滑り止めのついた グレーチングの例

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

設置

・コンクリート側溝の場合は、手掛けの切り欠けなどが通行の支障にならないよう、歩行者などの動線部以外に手掛けを設けましょう。

安全性

・排水のために街渠部*1に急な勾配がつく箇所では、車いすが昇れなくなったり転倒の危険が生じる恐れがあることから、極力平坦な構造としましょう。



狭い溝になっている溝ぶた

植樹帯

沿道に潤いを与える植樹帯

成木状態をイメージして配置し、潤いと安らぎのある沿道 環境を創ります。



基本事項

設置

- ・良好な潤いある沿道環境とするため必要に応じて、植樹帯を設けます。
- ・歩行者動線と重ならないようにします。
- ・景観、車道、歩道並びに付属施設への影響を考慮し、成木時の樹 形をイメージした植栽とします。
- ・樹種の選定にあたっては、交差点や車庫等への出入口、横断地点、その他重要な場所での視界と視距が確保できるよう、成長時の高さや広さを考慮します。また、植樹後も、樹木の高さ・広さを適正に管理します。
- ・視線誘導の目印の一つとなるため、連続性を保ちます。



視線誘導の大切な目印の一つとなっている例(粟津港撫養線)

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

設置

・地域の方々に植樹してもらうなど、親しみのもてる植樹帯にしましょう。

樹種

- ・花、根などに有毒なものを持たないものを選定しましょう。
- ・特徴のある樹種は目印として有効なので、必要に応じて設けま しょう。
- ・街路樹等の樹木は、
 - ①地域にあった樹種を選定しているか。
 - ②落葉樹の場合、落葉の掃除などの管理ができるか。
 - ③根が張り、舗装などを持ち上げてしまう可能性はないか。 を検討して選定しましょう。

植樹桝

・歩行者の靴のかかとなどが落ちないものとしましょう。



根が張り、舗装を持ち上げている例



かかとなどが落ちないデザインの 植樹桝の例

防護柵

視線誘導としての防護柵

連続性に留意し、曲がり・ねじれなどが無いよう、維持管理も十分に行います。

基本事項

設置

- ·「防護柵設置基準·同解説」*1及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」*2に適合させます。
- ・ボルトなどの突起物、部材の継ぎ目、設置の方向などにより通行者に危害を及ぼすことのないよう にします。

形状・色彩

・景観に配慮し、連続性を失わないようにします。

配慮事項



(次の事項を満たすように配慮しましょう!)

眺望

道路から外部への眺望を阻害しない形式・位置としましょう。

安全性

・反射テープなどを貼付し、夜間の視認性を向上させましょう。



景観に配慮した防護柵の例(津田川島線)

^{※ 1 「}防護柵設置基準·同解説」: (社)日本道路協会(H16.3)

^{※2 「}景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」:(財)国土技術研究センター発行(H16.3)

屋外照明

夜間も快適な屋外照明

連続性・視認性・景観などに配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けます。



基本事項

設置

- ・照明による事故の抑制効果の高いところに優先的に設けます。
- ・交通量の多いところや人の集まるところに優先的に設けます。
- ・歩行者などの通行量や周辺の光環境を考慮して、適切な明るさを確保します。
- ・地下歩道には、利用者が安心して利用できるよう、蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプ*1の照明を設けます。

配慮事項



、次の事項を満たすように配慮しましょう!

きんせい ど **均斉度***2

・明るさにムラがあると視認性が悪くなるため、ムラが少なくなるようにしましょう。

連続性

・照明は視線誘導として有効なので、できるだけ等間隔で連続的に設けましょう。

照明形体等

- ·路面の平均照度、まぶしさ、保守の容易性等から形式を選定しましょう。
- ・周辺景観と調和したデザインとしましょう。
- ・目にやさしい間接照明**3や、フットライトなどの低位置照明などを有効に活用しましょう。

位置

・照明器具が樹木などで覆われてしまわないよう、適正な位 置に設けましょう。

環境への配慮

・住環境や生態系に配慮した照明計画としましょう。



周辺との景観に配慮した照明計画の例 (国道192号)

^{※1} 蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプ:光源は利用者に安心感を与えるものが良い。

^{※2} 均斉度: 照明施設における明るさ(照度、輝度)の分布変動を示す尺度。

^{※3} 間接照明:光源からの光を天井、壁などに反射させ、その間接光を利用する照明。

駐車場•駐輪場

道路からも建物からもアクセスしやすい駐車スペース

十分な乗降スペースを確保し、段差をなくします。また、車 いす使用者用駐車スペースは、安全で、施設を利用しやすい場 所に計画します。

基本事項

◆駐車場共通事項

路面

・路面は、排水を考慮したうえで、できるだけ水平に計画し、 凹凸のない仕上げとします。

車路・駐車スペース

- ・見通しの良い、ゆったりとしたスペースを確保します。
- ・車での利用者数を考慮し、必要な駐車台数を確保します。

◆車いす使用者用駐車スペース

台数

・施設の用途や利用者数を考慮し、必要な台数を確保します。

位置

・玄関など施設の主要な出入口の近くに設け、柵やポスト コーンなどでふさがずに、いつでも利用できるようにしま す。

サイン

- ・車いす使用者用であることが容易にわかるように一般駐車 スペースとは異なる色を塗布するか、国際シンボルマーク や文字を床面及び標示板などにより明記します。
- ・車いす使用者用駐車スペースへ容易に誘導できるサイン計 画とします。

◆駐輪場

- できるだけ玄関の近くで、来場者にわかりやすい場所に設 けます。
- ・自転車での利用者数を考慮し、必要な駐輪台数を確保しま
- ・自転車の出し入れで、通行を妨げることのない場所に設け ます。



段差のない駐車スペース(月見ヶ丘海浜公園)



車()す専用駐車場(鳴門・大塚スポーツパーク)



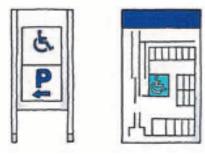
ゆずりあい駐車場(鳴門・大塚スポーツパーク)



次の事項を満たすように配慮しましょう!

◆駐車場共通事項

- ・歩行者専用通路を設け、車路を横断する箇所には、横断歩道 を設けましょう。
- 必要に応じて車止めを設けましょう。
- ・透水性舗装としましょう。



車いす使用者用を示すサイン

- ・バスなどの利用が想定される施設では、大型車両専用の駐車スペースを設け、荷物の積み下ろしや車いすの乗降スペースを設けましょう。
- ・来客用と職員用の駐車スペースを区分しましょう。
- ・路面ペイントは、駐車のしやすいデザインとし、塗装が取れ かけたら再塗装を行い、常に見やすい状態を保ちましょう。
- ・車路部分を乗降スペースとして利用する場合は、「最徐行」 の表示をしましょう。
- ・ 歩行者専用の出入口を設けましょう。
- ・夜間の利用が想定される駐車場や屋内駐車場では、安全に 乗降できるよう照明設備を設置しましょう。

◆ゆずりあい駐車スペース

・乳幼児づれ、好産婦やお年寄のため、ゆずりあい駐車スペースを設けましょう。

◆車いす使用者用駐車スペース

- ・雨天時の利用を考慮し、駐車スペースや建物入口までの通路には屋根を設けましょう。
- ・必要に応じて手すりを設けましょう。
- ・後部からの車いすの積み下ろしが容易にできるよう、奥行 きを確保しましょう。
- ・車両の両側に乗降専用スペースを確保しましょう。
- ・施設の入口付近のほかにも数箇所に分散配置しましょう。
- ・車いす使用者でない方は、駐車しないようにしましょう。

◆駐輪場

- ・自転車の出し入れが容易に行えるよう、十分なスペースを 確保しましょう。
- ・降雨で自転車が濡れないように、屋根を設けましょう。



車道と分離された安全な通路 (南部健康運動公園)



車道と分離された安全な通路 (月見ヶ斤海浜公園)



屋根の設けられた車いす使用者用駐車場 (南部健康運動公園)

アプローチ・ 敷地内(公園内) 通路

安全で便利なアプローチ・安心して歩ける通路

施設へのアプローチは判りやすい位置に設け、すべての人が道路から安全に同じ経路で移動できるようにします。

また、敷地内(公園内)通路は、すべての人が安心して移動できるように、部分的な配慮ではなく、連続性を持った空間とします。

وُلِ

基本事項

歩行者と車の分離

・歩行者の安全を確保するため、歩行者用通路と車路は分離します。

幅員

・傘を差した人同士、車いす使用者同士がすれ違える幅員を 確保します。

勾配

- ・縦断勾配は、車いす利用者も容易に昇り降りできる勾配とします。
- ・横断勾配は、できる限り緩やかな勾配とします。
- ・歩道に縦断勾配があり、ある程度長い距離がある場合には、 適度に平坦部を設けます。



・平坦で滑りにくく、水はけのよい材料とし、特に歩道にブロックタイプの舗装材等を用いる場合は、移動しやすいよう目地を含め凹凸を少なくします。

誘導

・施設へ安全にアプローチできるよう、誘導用ブロック、縁 石、歩車道を分離するライン引きなどを施します。



誘導用ブロック、薄層舗装 (鳴門・大塚スポーツパーク)



段差のない園路(月見ヶ丘海浜公園)

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

段差

・車路と歩行者用通路の交差部は、歩道を切り下げず、車道にハンプ*を設けましょう。

素材

・車道と歩道の材質は、質感の違いにより区別しやすいよう、異なる材質の使用を検討しましょう。

重寄せ

・車いすの乗降やトランクからの荷下ろしを行う場所には、雨天時でも支障のないよう、十分な大き さの庇を設けます。

サイン、のぼり旗など

- ・建物の出入口付近の車路には、徐行や駐車禁止等の床面ペイントや標識などを表示しましょう。
- ・サインやイベント時に設置するのぼり旗は、わかりやすい位置に設け、美観に配慮した上で、通行 の支障にならない位置に設けましょう。

1 移動空間

その他の設備

- ・必要に応じて手すりや音声誘導装置を設けましょう。
- ・距離の長い通路には、ベンチ、木陰、展望台、花壇などを設けるなど、長さを感じさせない工夫をしましょう。



玄関・出入口

わかりやすく、出入りしやすい玄関・出入口

玄関等の主要な出入口では、車いす使用者などが支障なく 通過できることが重要です。そのためには、ゆとりあるドアの 有効幅の確保や、自動ドア化、段差解消が不可欠です。主要な 出入口以外の避難口についても、車いす使用者の避難に配慮 しましょう。また、わかりやすく利用しやすい建築物とするた めに、玄関への案内板設置や出入口の表示などが必要となり ます。



基本事項

動線

・すべての人が同じ玄関・出入口から施設に出入りできるようにデザインします。

床

- 濡れても滑りにくい仕上げとします。
- ・玄関や出入口の床は水平とし、段差や門扉止めなどの突起物を設けないようにします。

幅員

・玄関や主要な出入口は、車いすの通過や大きな荷物の運搬が容易にできる幅を確保します。

玄関扉前後のスペース

- ・扉の前後には、車いすが転回できるようにするために必要な スペースを設けます。
- ・出入口や玄関には庇を設けます。

水拭きマット

- ・埋め込み型を採用し、マットの端部を固定し、車いすの通行や 歩行に支障のない材料を選定します。
- ・誘導用・注意喚起用ブロックを遮断しないように設けます。

ドア

- ・安全性・利便性等の面から、扉は可能な限り引き戸形式としま す。
- ・なるべく小さな力で開閉できるドア(上吊り式など)を選定します。
- ・ドアハンドルは、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドルのも のなど握りやすく操作がしやすい形状とします。
- ・ドアハンドルの高さは、すべての人が容易に操作できる高さとします。
- ・自動的に閉鎖するドアは、ゆっくり閉まるタイプのものを選定します。
- ・自動ドアの感知センサーは、子どもや車いす使用者が通行する場合でも 容易に感知するよう設定します。
- ・出入口扉などの大きなガラス面には、衝突を防止し、万一破損した場合に 棒状ハンドルの開き戸 もケガをしないようデザイン性に配慮し、視線の高さに衝突防止フィルム、飛散防止フイルムなど を施します。
- ・扉の開閉によりケガをしないよう、引き戸の召合わせ部にクッション材などを設け、自動ドアの引 き込み部は挟み込み防止を施します。



誘導用ブロックを避けて水拭きマットを 敷いている例

(※誘導用ブロック色は背景色との明度差を確保する。)



19

;]

改札口・レジ通路

- ・車いす使用者が通行できる十分な幅を確保し、床は水平にし ます。
- ・レジ台は、買い物かごが置きやすい高さとし、利用者に合わせて、高さが違う台の設置や高さが変えられる台を設けます。

案内板・インターホン

- ・玄関には総合的な案内板を設けます。
- ・建物入口から受付カウンター又はインターホンまで、誘導用・ 注意喚起用ブロックを途切れることのないよう敷設します。



幅を広く取ったレジ通路

・主要な出入口には、案内・誘導などを行うインターホンを設け、押しボタンの近くに点字を併記します。

配慮事功



次の事項を満たすように配慮しましょう!

ドア

- ・玄関や主要な出入口は自動ドア(引き分けタイプ)とし、その他の出入口は引き戸にしましょう。
- ・必要に応じて、ドアの反対側の様子が分かるように、子どもの視線の高さにも配慮したガラス小窓 などを設けましょう。

段差

- ・やむを得ず段差が生じる場合は、スロープと階段を併設しましょう。
- ・非常口に段差が生じる場合、スロープを設けましょう。

手すり

・靴を履き替える玄関には、手すりや椅子を設けましょう。

ゆったりとした廊下



建物の用途、規模、利用状況などに応じた十分な幅員を確保 し、幅員は途中で変えず、段差解消や歩行を補助する手すりの 取りつけや、濡れても滑りにくい床材とします。また、設備機 器などの突出物のない直線通路とし、わかりやすい動線とし ます。



基本事項

幅員

- ・車いす使用者が容易に転回でき、歩行者と車いす使用者とが容 易にすれ違える幅員を確保します。
- ・手すりなどを設ける場合は、手すりの内側で幅員を確保します。
- ・幅員は途中で変えないようにします。

床

- ・表面は滑りにくい材料とし、材質は途中で変えないようにしま す。
- ・歩きやすいよう、壁の色との明度差を確保します。

突出物

- ・通行の支障になる位置に突出物や物品を置かないようにしま す。
- ・消火器等は壁埋め込み式とします。

手すり

・廊下には必要に応じて手すりを設置します。

誘導用ブロック

・玄関から受付又はインターホンまで、誘導用ブロックを途切れ ることのないよう敷設します。



廊下にはみ出さないよう工夫された 水飲み場(障害者交流プラザ)



2段手すりの付いた廊下 (障害者交流プラザ)

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

幅昌

床

・車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しましょう。

・床材の系統的なライン引き等により通行方向を明示しましょう。

壁面等の角部

・壁や柱の角部は、面をとるかコーナーガードを設けましょう。

案内板

・室名表示板やイベント案内板等は、床置き式ではなく、壁付けタイプのものを採用しましょう。

光環境

・必要な照度を確保するとともに、日射などによるまぶしさへの対策を施しましょう。

階段

安全で円滑に移動できる階段

階段は、ゆとりある幅や適切な勾配とし、手すりを設置します。 また、転落防止のため、踏み面*1を滑りにくくし、段鼻*2を識別 しやすくします。



基本事項

形式

・安全で介添えがしやすいよう、踏み面の幅が内側と外側で 違う階段(らせん階段など)は設けないようにします。

形状

- ・ゆとりある幅員を確保し、適切な勾配とします。
- ・幅員や蹴上げ*3、踏み面の寸法は、途中で変えないように します。
- ・つまづきにくい構造とし、蹴込み板のない階段や透明なガラス板の階段などは設けないようにします。
- ・段数の少ない階段は、目立ちにくく危険なため設けないようにし、やむを得ず設ける場合は、注意喚起表示等の措置を 講じます。

仕上げ

- ・転倒防止のため、段鼻、蹴上げ、踏み面の各々の色は、見分け やすく、明度差を大きくします。廊下と階段の床の色を変え ることでさらに識別しやすくなります。
- ・段鼻には滑り止めを設けます。
- ・上端、下端には点状ブロックを設けます。

手すり

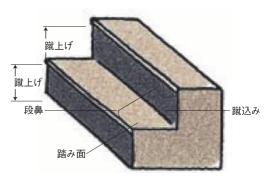
- ・両側に手すりを設けます。
- ・幅の広い階段は、中間にも手すりを設けます。

明るさ

・足下が良く見えるように、自然採光や照明装置で明るさを 確保します。

その他

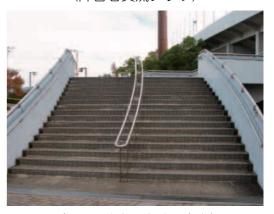
・階段下に人が入れるスペースがある場合は、通行の際にぶ つからないよう、花壇や手すりを設けます。



階段の各部の名称



段鼻に滑り止めを設け色別した階段 (障害者交流プラザ)



中間に手すりを設けた例 (ポカリスエットスタジアム)

- ※1 踏み面:階段の足を載せる段の水平面。
- ※2 段鼻:階段の段の先端。
- ※3 蹴上げ:階段の1段の高さ又はその部分。

配慮事項



〜次の事項を満たすように配慮しましょう!

形状

- ・踊り場は、一時的な避難場所や足休めの場所となるよう、十分なスペースを確保しましょう。
- ・転落防止のため、階段を上がってすぐの位置には出入口を設けないようにしましょう。
- ・屋外の階段には屋根を設けましょう。

サイン

・階段の設置位置がわかりにくい場合は、誘導用サインや誘導用ブロックを設けましょう。



エレベーター・エスカレーター

すべての人が使いやすいエレベーター・エスカレーター

わかりやすい位置に設け、すべての人が安全に安心して使いやすいものとします。

I

基本事項

・UD 条例*¹の対象となる施設には同条例で規定される構造のエレベーターを設置する必要がありますが、それ以外の施設についても同様とすることが重要です。

◆共通事項

位置

・エレベーターやエスカレーターは、階段とともに利用者が選択できるよう、わかりやすい位置に、 階段と近接して設けます。

◆エレベーター

設置

- ・低層建物の場合や地下歩道でもできる限りエレベーターを設けます。
- ・一台は、車いす使用者や視覚障害者などが一人で利用できるような形態や設備を備えたものとします。

乗降ロビー

・ゆったりとした空間を確保し、車いす使用者同士のすれ違いや転回が容易にできる大きさとします。

室内の大きさ

・車いす使用者が容易に転回できる大きさとしますが、難しい場合は、車いす使用者と介助者が同乗できる大きさとします。

扉

- ・車いすの乗り降りや大きな荷物の出し入れが容易に行える 幅とします。
- ・利用者に合わせて開放時間を延長できる操作ボタンを設けます。
- ·子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置(感知器)を設けます。



ゆったりとした乗降ロビーと乗り場ボタン (障害者交流プラザ)



開放時間延長ボタン

操作盤・操作ボタン、乗場ボタン

- ・ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすく表示します。
- ・設置位置や高さは、すべての人の手が届くようにします。
- ・操作盤には点字や拡大文字による表示を行います。

情報

- ・音声·音響案内、昇降方向や文字表示などの情報サインを設けるとともに、緊急連絡のための情報機器を設けます。
- ※ UD 条例*1: 官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、集会場等で用途面積が1,000m²以上のもの、その他の生活関連施設(教習所を除く)で用途面積が2,000m²以上のもの、並びに公共交通機関の施設で1日当たりの平均乗降客が5,000人以上のもの。

誘導

- ・線状ブロックによりエレベーターまで誘導するとともに、乗降ロビーの乗場ボタン前へ点状ブロックを設けます。
- ・他の乗降者とぶつからないよう、昇降路出入口前には誘導用ブロックを設けないようにします。

その他

- ・内部で車いすの転回ができないものは、出入口を確認するための鏡を設けます。
- ・内部に手すりを設けます。
- ・建物床とエレベーター床との隙間は、車いすのキャスターや杖などが挟まらない幅とし、段差はできるだけ少なくなるよう、点検調整を行います。

◆エスカレーター

形状

・安全な乗り降りができるよう、水平部分のステップを複数枚設けます。

手すり

- ・移動手すりは、乗り口と降り口の水平部分に設け、固定手すりは乗降場のステップの前後に設けます。
- ・移動手すりの色が引き立つよう、周囲の色と明度差を確保し、視力の弱い人でも安全に利用できるようにします。

情報

・上端及び下端付近には、進入可否の表示や音声・音響案内などの情報サインを設けます。

くし板

・くし板にはステップの部分とはっきり区別がつくよう、色により縁取りを行う。

誘導

・線状ブロックによりエスカレーターまで誘導するとともに、乗り口には点状ブロックを設けます。 また、音声・音響案内などを併設し利用者の安全を確保します。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

◆共通項目

その他

・乗り降りの動線上には、ごみ箱や灰皿、看板などを置かないようにしましょう。

◆エレベーター

構造

・動線上効果的な場合には、2方向出入口を設けましょう。

室内の大きさ

扉

・子どもや高齢者、車いすやベビーカー、台車などが安全に通過できる装置(感知器)と併せて、乗り込み口付近から利用者を感知する装置を設けましょう。

操作盤・操作ボタン

・点字を読めない人にもわかるよう、点字と浮き出し文字の両方で表示を行いましょう。

※1 ストレッチャー:負傷者などを運ぶ車輪のついた移動用寝台。



- ・操作ボタンの位置や表示を、触って確認することもあるため、ボタンの 感知方式はタッチ式ではなく、押しボタン式(プッシュ式)としましょ う。
- ・浮き出し文字は、色を目立つようにしてわかりやすくしましょう。
- · 行き先ボタンを間違えて押した場合のキャンセル機能を備えましょう。



浮き出し文字

情報

· 2 方向出入口とした場合は扉の開く方向がわかるよう、停止階ごとに音声及び表示で案内しましょう。

誘導

・建物の用途、規模などから効果が大きい場合には、乗降口 ビーへ触知案内図**¹を設けましょう。

防犯

・必要に応じて、外部からの視認性を確保するため、扉にガラス窓を設けたり、シースルータイプ*2としましょう。

◆エスカレーター

運転速度

・必要に応じて、低速に変えられる機能を備えましょう。

参考:(社)日本エレベーター協会標準仕様



シースルータイプのエレベーター



ガラス窓がついたエレベーター (障害者交流プラザ)

^{※1} 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。

^{※2} シースルータイプ:内部が透けて見える型式。

Ü

スロープ

段差の移動を楽にするスロープ

長さ、勾配、前後の安全性などに配慮して設けます。

基本事項

位置

- ・建物のアプローチに設ける場合は、主要な出入口に近い ところに設けます。
- ・スロープと階段を併設する場合は、出来るだけ近くに設 けます。
- ・延長が長くならないよう、できるだけ高低差が小さい場 所に設けます。

形状

- ・直線または折返しの直線形状とします。
- ゆとりある幅とゆるやかな勾配とします。
- ・終始点は、飛び出し防止のために平坦スペースを設けます。
- ・高低差が大きくスロープが長くなる場合は、途中に平坦部を設けます。
- ・車いすの脱輪防止のため、スロープの両側に立ち上がりを設けます。

床(路面)仕上げ

- ・色は、他の通路や踊り場と明度差を大きくします。
- ・上端、下端に接する平坦部には点状ブロックを設けます。
- 滑りにくい什上げとします。

手すり

- ・両側に手すりを設けます。
- ・幅の広いスロープは中間にも手すりを設けます。

明るさ

・足下が良く見えるように、自然採光や照明装置で明るさを確保します。



両側に手すりを設けた例 (南部健康運動公園)

配慮事項 🌡



位置

・スロープを利用しにくい人もいるので、階段を併設しましょう。

形状

- ・車いす使用者同士が容易にすれ違える幅員を確保しましょう。
- ・和室などの室内に段差を設ける場合は、簡易スロープなどで段差を解消できるようにしましょう。
- ・屋外のスロープには屋根を設けましょう。

サイン

・スロープの設置位置がわかりにくい場合は、誘導用サインを設けましょう。



緩やかな勾配とし、平坦スペースを設けた例

(障害者交流プラザ)

望間

手すり

移動を補助する手すり

手すりは、お年寄り、目の不自由な方、子どもなどの移動や立ち座り動作の補助、あるいは転倒や転落防止などのためにも必要です。また、連続して設置することで目の不自由な方の誘導案内にも利用できます。

基本事項

仕様

- ・手の小さな人でも握りやすいような形状とし、堅固に固 定します。
- ・端部は、袖などが引っ掛からないように壁面側又は下方に曲げます。
- · できる限り連続して設け、設備機器や点検扉などで分断 されないようにします。
- ・壁の色と見分けやすい色とします。

設置方法

・壁との隙間は、手が擦れない程度を確保し、握りながら移動できるように留め方に注意します。



連続して設けられた手すりの例 (障害者交流プラザ)

- ・設置高さは、一般的に足の付け根の高さとし、2段の場合は下の手すりにも体重をかけられるよう、上の手すりより廊下側に出して設けます。
- ・転落の危険がある場所に設ける場合は、転落防止に配慮します。

材質

・設置する場所(屋外・屋内)に応じた耐久性や耐食性があるものとし、材質は触った時の感触や握りやすさを重視します。

点字サイン

- ・必要に応じて行き先、到達地点を点字で案内し、2段手すりの場合は両方に設けます。
- ・点字にはその内容を文字で併記します。
- ・点字は自然に指が触る位置に設けます。





次の事項を満たすように配慮しましょう!

設置方法

- ・移動用手すりは、通路の両側に2段の手すりを設けましょう。
- ・扉の開け閉めなど動作が伴う場所には、必要に応じて垂直手すりを設けましょう。



・金属製の場合は錆による腐食に注意しましょう。



点字サインの例(障害者交流プラザ)

Ü

ゆとりのある様々なタイプのトイレ

トイレ・洗面所

動作の多様性に対応でき、不自由さを感じない、快適で衛生 的な空間となるよう、細やかな心遣いを施します。人によって 動作に違いがあるため、その人にとっていちばん使いやすい トイレを選択できるよう計画します。

基本事項

・UD 条例*1の対象となる施設には、同条例で規定される構造のトイレを設置する必要があります が、それ以外の場所でも、ゆとりのある様々なトイレを設置します。

位置・形態など

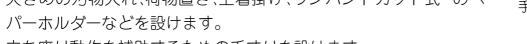
- ・わかりやすい場所に設けます。
- ・サインなどにより適切に誘導します。
- 安全で安心して利用できるよう、適切な明るさを確保します。
- ・車いすやベビーカーでも利用しやすいよう、スペースにゆとりを持たせます。

数量

・建物用途等による利用者数に応じたトイレの数とします。

トイレブース内

- ・扉は、未使用時には常時開放または使用状態を確認できるようにしま
- ・扉の錠は、容易に操作ができ、非常時に外部から解錠できるようにしま す。
- ・大きめの汚物入れ、荷物置き、上着掛け、ワンハンドカット式*1のペー パーホルダーなどを設けます。





手すり付きストール式(右)と 低リップ式の小便器

・立ち座り動作を補助するための手すりを設けます。

小便器

- ・体を支えるための手すり付きの小便器を設け、背後に十分なスペースを確保します。
- ・身長にかかわらず利用できるよう、ストール式***または低リップ式***の小便器とします。

洗面所

- ・荷物を置いたり、杖を立てて置いたりできるスペースを設けます。
- ・洗面台の下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に応じて車いすを引き寄せるた めの手すりやキックプレート*4を設けます。
- ・鏡は、すべての人の目線の高さに配慮し、平面状の大きなものを設けます。
- ・水栓は、操作が容易なもの(自動水栓式、レバーハンドル式など)とします。

キックプレート: 廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するために設置する保護材。



[※] UD条例*1:生活関連施設(自動車車庫、共同住宅及び寄宿舎を除く)及び公衆便所。

^{※1} ワンハンドカット式: 紙切り板を押さえなくても、片手だけで紙を切ることができるトイレットペーパーホルダーの方式。

^{※2} ストール式:床置きタイプの小便器。

低リップ式:子供から大人まで無理なく使用できるよう、前方に張り出した受け部分が低い位置になっている小便器。

Τΰ

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

位置・形態など

・触知案内図*でトイレ内部の空間構成がわかるようにしましょう。

パウダーコーナー

・必要に応じて、化粧直しや歯磨きができるパウダーコーナーを設けましょう。

トイレブース内

- ・乳幼児を固定するベビーチェアを設けましょう。
- ・温水洗浄機能付きや暖房便座としましょう。

床や壁などの仕上げ

・清潔さを保つため、汚れのつきにくく掃除がしやすい材料とし、特に床材は滑りにくさも考慮し材質を選定しましょう。

女性トイレ

・必要に応じて、男児用の小便器を設けましょう。

子供用トイレ

・必要に応じて、子供用の便座を設けましょう。

設備

- ・洗面台は子供用も併設しましょう。
- ・子供用トイレを設けましょう。

おむつ交換など

・乳幼児のためのおむつ交換や、荷物置きに利用できるベビーベッドなどを設けましょう。



パウダーコーナー (フレアとくしま)



女性トイレ内の男児用小便器 (フレアとくしま)



ベビーシートとベビーチェアの設置例

利用空間

すべての人が使いやすいみんなのトイレ

みんなのトイレ

車いすでの使用が可能なトイレは、他のトイレと隣接した 配置とし、すべての人が使える共用型・みんなのトイレとし、 使い方を検討しながら、必要な設備を使いやすい位置に設け ます。

基本事項

・UD 条例*1.*2の対象となる施設には、同条例で規定される構造のトイレを設置する必要がありま す。

位置•形態

- ・利用者と異性の介助者が一緒に入れるように配置します。
- ・車いすの転回が容易にできる大きさとします。
- ・床には段差を設けず、滑りにくい材料を選定します。
- ・便器は、正面からアプローチができ、できる限り左右どちらからでも乗り移 ることができる位置に設けます。

出入口扉

- ・引き戸とし、車いす使用者が円滑に通過できるようにします。
- ・外部から使用中か空室かの確認ができるようにします。

手すり

・便器の両側に垂直と水平に設け、片側は可動式とします。

ベビーチェア、ベビーベッドなど

- ・乳幼児を固定するベビーチェアを設けます。
- ・おむつ交換を行うためのベビーベッドなどを設けます。

設備

- ・便器は洋式とします。
- ・水洗は、大型のレバー式や自動感知式とします。
- ・非常用呼出ボタンは、腰掛けた状態や転倒した場合でも利用できる位置に設けます。
- ・鏡は、すべての人の目線の高さに配慮し、平面状の大きなものとします。
- ・オストメイト*1が利用しやすいよう洗浄設備は大きめの物とし、ドアに表示サインを設置します。



使用中の表示



みんなのトイレの表示

- ※ UD 条例*1:生活関連施設(自動車車庫、共同住宅及び寄宿舎を除く)で面積が1,000m²以上のもの及び公衆便所。
- UD 条例**:官公庁施設、医療施設、文化施設、店舗、公共交通機関の施設、劇場等、集会場等、運動施設、展示場で用途面積が 2,000m²以上のもの。
- ※1 オストメイト: 直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い手術によって人口肝門や人口膀胱を造設した人。 (国内には約20~30万人がいるといわれている)

Ti

サイン

·ピクトグラム*1(図記号)などにより、わかりや すく表示します。









オストメイトの表示

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

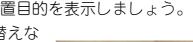
出入口扉

・電動扉(横引き)としましょう。

設備

- ・温水洗浄機能付きや、寒い場所では暖房便座としましょう。
- ・洗浄ボタンや非常用呼び出しボタンが区別できるよう、点字や浮き出し文字 による表示を設けましょう。
- ・施設の照明は、種類に応じ人感センサー式としましょう。
- ・パウチ*²などの洗浄が可能な設備を設ける場合は、立った姿勢でも洗浄が可能な高さに設け、温水機能が付いたシャワー式水栓としましょう。





- ・重度障害者が利用しやすいよう、おむつ交換や着替えな どもできる大きなベッドか、または折りたたみ式の多目 的シートを設けましょう。
- ・暖房設備を設けましょう。
- ・必要に応じて靴を脱いで着替えができるスペースを設け ましょう。
- ・荷物置きや、ワンハンドカット式のペーパーホルダーなどを設けましょう。
- ・上着かけのフックなどは、使いやすい高さに設けましょう。



パウチなどの洗浄装置例



備え付けマットを利用し座面高さが変更できるベッド

^{※1} ピクトグラム:文字が変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。

^{※ 2} パウチ:括約筋がなく便意や尿意を感じたり、我慢することができないオストメイトが便や尿を溜めておくために腹部に装着する袋。

2 利用空間

Ti

更衣室• シャワー室

ゆとりのある更衣室・シャワー室

清潔で快適に使用できるとともに、更衣の際のプライバ シーが確保できるようにします。

基本事項

・スポーツ施設等に不特定かつ多数の者が利用する更衣室及びシャワー室を設ける場合は、障害者、 高齢者等が円滑に利用できる構造のものを1以上設けます。ただし、男子用及び女子用の区分のあ るときは、男女共用として1以上又は、男女それぞれに1以上設けます。

更衣室

- ・車いすの転回が容易にできるスペースを確保し、下部に車いすの足下が入る空間を備えた更衣棚 を設けます。
- ・着替え用のベンチを設けます。

シャワー室

- ・スポーツ施設などのシャワー室では、車いす使用者も利用できるブー スを設け、シャワー専用車いすを用意します。
- ・車いすの転回が容易にできるよう、広めの空間を確保します。
- ・水栓は、強い力の要らない使いやすいものとし、重いす使用者も使いや すい高さに取り付けます。
- ・シャワーフックは、複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦 スライド式のものを用意します。
- ・腰掛台を適切に配置します。

手すり

できる限り連続した手すりを設け、出入口から更衣室、シャワー室へと 誘導し、更衣室、シャワー室にも手すりを設けます。

障害者・高齢者等の方でも利 用しやすいシャワー室の例 (障害者交流プラザ)

出入口·床

- ・出入口はできるだけ段差を無くします。
- ・座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定します。

非常通報装置

・必要に応じて、室内には転倒した時でも操作のできる高さに非常用呼出ボタンを設けます。

案内表示

・車いす使用者が利用できる旨を表示します。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

ゆとりのある空間

・更衣室は、ベンチのある広めの空間を確保しましょう。

シャワー室内の棚

・シャンプーなどを置く棚のほかに、衣類、バスタオルなどを濡れないで置くことのできる棚、カゴ、 フックなどを設けましょう。



2 利用空間

男女共用型の更衣室・シャワー室

・利用者と家族などの異性の介助者が一緒に入れるよう、プライバシーに配慮した男女共用が可能な更衣室、シャワー室を設けましょう。



利用空間

安心してゆっくり使える浴室



転倒や温熱環境の変化による体調急変を招かないよう、安 全に安心して利用できることはもとより、リラックスして、リ フレッシュできる空間とします。

基本事項

・社会福祉施設等、医療施設等及び宿泊施設に設ける不特定かつ多数の者が利用する浴室や公衆浴 場の浴室を設ける場合には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のものを1以上設けます。 ただし、男子用および女子用の区分があるときはそれぞれに1以上設けます。

床

- ・廊下と脱衣室及び浴室へは段差をなくし、仕上げや色で区別します。
- ・脱衣室は、素足でも冷たく感じないものとします。
- ・座位による使用を考慮し、肌ざわりが良く、滑りにくいものを選定します。

浴槽

・浴槽に座って入れるよう、腰掛け台や動作補助のための手すりを設け ます。

水栓

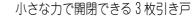
・温度調節が容易にできるものとし、レバー式水栓とします。

シャワーフック

・複数の高さのものや、高さを変えることのできる縦スライド式のもの を用意します。

手すり

・浴室への出入り、浴室内の歩行、浴槽への出入り、入浴中の体の安定の ための手すりを設けます。



出入口

- ・小さな力で開閉ができる引き戸とします。
- ・戸等のガラスは、転倒時による事故防止を考慮し、出入口付近のガ ラス等は安全なものを用います。

非常通報装置

・非常用呼出しボタンを洗い場及び浴槽から手の届く位置に設けま す。



床仕上げや色で区別し段差は設けない



次の事項を満たすように配慮しましょう!

- ・浴室には障害者や高齢者等の入浴を介助するスペースを確保しましょう。
- ・浴室内に車いす使用者用洗場を設ける場合は、車いす使用者が容易に近接し移乗しやすいよう、形 状や高さに配慮しましょう。
- ・浴槽内に段を設ける場合は、手すりを設け、けあげを小さくし、踏面を大きくとり、段鼻は色彩・明 度の差の大きい色等に配慮しましょう。

Ü

Tü

宿泊施設の 客室等

使いやすく快適で居心地の良い客室

研修所などの宿泊室は、睡眠、休息、入浴、トイレなど生活の ためのあらゆる動作が行われることを考慮し、また、できるだ け多くの客室を車いす使用者が利用できる仕様とします。

基本事項

・50を超える客室を設ける宿泊施設には、1以上の客室を障害者や高齢者等が円滑に利用できる構 造とします。

宿泊室の大きさ・仕様

・利用者のニーズを把握し、大きさや仕様を決定します。

浴室

- ・扉は軽量な引き戸とし、車いすから浴槽に乗り移るための台を用意します。
- ・浴室の床面は滑りにくい什上げとします。

ベッド廻り

- ・ヘッドボードは、寄りかかりやすい高さとし、ベッドの下部には、車いすのフットレストが入るス ペースを確保します。
- ・ベッドサイドは、車いすが転回できるスペースを確保します。
- ベッドは、使いやすい高さとします。

コンセント等

・円滑に利用できる器具を適切な位置に設置します。

床

・付属の浴室やトイレへの段差をなくします。

手すり

- ・部屋の中で移動がしやすいように手すりを設けます。
- ・トイレ・浴室の洗い場には、レバー式・光感知式等操作が容易な水栓器具を設けます。



次の事項を満たすように配慮しましょう!

設備機器など

- ・利用者が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッドなどの位置は左右両側から利用でき るように配置しましょう。
- ・必要に応じて、フロントとの筆談装置、電動式ベッドを設けましょう。
- ・身体障害者補助犬法**に基づき、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)に対応できるようにしましょう。
- ·触知案内図*2で部屋の空間構成がわかるようにしましょう。
- ・火災報知器が作動したときや来客者があったときに、利用者に光で知らせる装置や体感式振動 ベッド等を設置しましょう。

床

- ・毛足の長い絨毯などは重いす使用者や歩行困難者が移動しにくいので避けましょう。
- ・介護者を考慮し、ベッドを2台設けましょう。
- 身体障害者補助犬法:平成14年10月1日に施行され、公共的施設や公共交通機関などを利用する場合、補助犬の同伴が可能 となった。
- 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。



利用空間

すべての人が楽しめる観覧席・客席

観覧席•客席

劇場は、観客席すべてからステージがよく見えるようにし、 また、客席はスロープや段床との段差による危険を防止し、す べての人が快適に選択して利用できるようにします。

基本事項

座席

・通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式とします。

スロープ

・出入口から車いす対応の客席、ステージまでの経路に高低差がある場合 は、スロープを設けます。

重いす客席スペース

車いす対応の客席スペース

- ・出入口から段差なく到達できる場所で、避難がしやすくステージが見や すい位置とします。
- ・車いす使用者が、自由に場所を選択できるよう、客席スペースを複数設けるとともに、そのための 通路幅員も確保します。
- ・転倒防止のため、手すり、ストッパー、キックプレート*1を設けるとともに、介護者用座席を隣接し て設けます。

ステージ・楽屋

・段差解消機の設置を含め、ステージと客席、楽屋間の移動については、車いすでの移動を可能とし ます。

手すり

安全で楽に移動できるよう、場内の必要な筒所に設けます。

照明(誘導)設備

・暗くした場合でも段鼻*゚が視認できるよう、発光体にするか足元灯を設けます。

聴覚障害者用情報伝達システム

・必要に応じて、補聴援助システム(磁気誘導ループ式*³、赤外線式*⁴、FM 補聴装置*⁵など)を設けま す。



次の事項を満たすように配慮しましょう!

家族室

・個室の観覧席を設けましょう。

- キックプレート: 廊下等で車いすが壁に衝突した際、壁の破損や利用者の怪我を防止するための保護材。 **※** 1
- **※** 2 段鼻:階段の段の先端。
- 磁気誘導ループ式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁界を **※** 3 発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くもの。
- 赤外線式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を赤外線アンプ、赤外線ラジエターをとおして赤外線で送信し、赤外 ***** 4 線レシーバーと補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くことができるもの。
- FM 補聴装置:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を FM 波で送信し、補聴器(FM 受信機を内蔵のもの)などで音を 聞くことができる装置。



Tii

受付カウンター・水飲み場・公衆電話

自然な姿勢で使用できる受付カウンターなど

子ども、車いす使用者、杖などを使用している人なども利用 しやすいよう、高さや構造を工夫します。

基本事項

◆共通事項

受付カウンターなどの形式

- ・子どもや車いす使用者も利用しやすいよう、高さの低いものと高いものを併設または近接して設けることとし、施設の利用形態に応じては、高さの低いものを単独で設置することも検討します。
- ・カウンターなどには荷物やメモ帳を置くスペースを設けます。



子どもや車いす使用者にも配慮した カウンター例(障害者交流プラザ)

高さの低い座位カウンターなどの形状

・下部には車いすの足下やいすが入る空間を確保し、必要に カウンター 応じて、車いすを引き寄せるための手すりやキックプレート*を設けます。

◆受付カウンター

高さの高い立位カウンターの形状

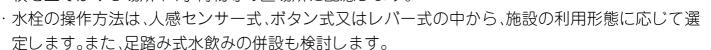
・固定し、身体を支えやすい形状とし、必要に応じて、手すり を設けます。

カウンターへの誘導

・立位と座位の併設タイプにおいて、視覚障害者を誘導用ブロックで誘導する場合は、立位カウンター側に誘導します。

◆水飲み場

- ・車いす使用者が横向きまたは前向きで使用できるよう、周 囲に有効なスペースを確保します。
- ・杖を立てかける場所や、手荷物等の置場所に配慮します。



・使用の初めに勢い良く水が出ないよう給水量の調節できるものとします。

◆公衆電話

電話機

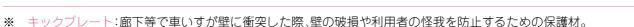
- ・点字表示付きの電話機を設置します。
- ・音声を大きくできる機能付きの電話機を設置し、わかりや すい位置にその旨を表示します。

電話ボックス

・出入口は車いす使用者も出入りしやすいよう、幅を広くし、 段差を設けないようにします。



子どもや車いす使用者にも配慮した電話台





配慮事項



〈 次の事項を満たすように配慮しましょう!

◆受付カウンター

- ・受付員が不在となりやすい場合は、呼び出しチャイムをわかりやすい場所に設けましょう。
- ・口頭による案内にとどまらず、目的の場所まで誘導できる体制を整えましょう。
- ・聴覚障害者とやり取りがしやすいよう、文字盤、筆談用の道具を用意し、机のサイズにも工夫しましょう。
- ・必要に応じて、手話のできる職員を配置しましょう。
- ・車いす使用者等に配慮したカウンター等には、高齢者等が椅子に座って利用できるように、移動式 の椅子を備え付けましょう。
- ・呼び出しをおこなうカウンターでは音声装置のほか聴覚障害者のために電光掲示板を設置しましょう。
- ・職員が常駐しない受付では、インターホン、呼び出しブザー等をわかりやすい位置に設けましょう。

◆水飲み場

・必要に応じて、近くに手洗いを設けましょう。

◆公衆電話

- ・必要に応じて、電話機に隣接してファックスを設けましょう。
- ・公衆電話を多数設置する場合には、音響増幅装置及びカードの挿入口、金銭投入口等に点字表示された公衆電話を設けましょう。
- ・必要に応じて下記構造の電話機等を設置しましょう。
 - ・聴覚障害者用音量増幅装置付電話機
- ・ファックスを設置する場合、送信紙を書くためのスペースを設けましょう。

◆照明

・電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮しましょう。



用空

Tii

授乳室等

使いやすく、プライバシーを確保できる授乳室等

乳児を連れた人が利用する施設では、授乳や乳児の着替え の場所・各種設備などを設けます。また、男女とも利用しやす いように、母乳を与える女性のプライバシーを確保します。

基本事項

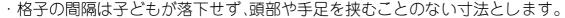
・UD 条例*1の対象となる施設には、設置する必要がありますが、それ以外の施設についても同様と することが重要です。

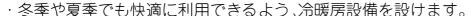
設置

- ・授乳やおむつ交換のできる場所をわかりやすい場所に設け、サイ ンなどにより適切に誘導します。
 - ※湯沸室などに隣接して設けたり、湯沸かし設備のある和室(警備 員室)などを利用する方法も考えられます。
- ・施設の用途に応じて、部屋数や広さを決定します。
- ・プライバシーを確保するため、授乳室は個室とするか、母乳を与え るスペースを別室とします。

設備・備品など

- ・授乳やおむつ交換を行うためのベビーベッド、椅子、畳スペースなど を設けます。
- ・施設の用途に応じて、適正なベビーベッドや椅子の数、畳スペースの 広さを決定します。
- ・瞬間湯沸器、電気ポット、流し台、ごみ箱、おむつ等を捨てるための大 きめの汚物入れなどを設けます。
- ・ベビーベッドの柵は、子どもが足を掛けて落下しないよう縦格子と します。





荷物置き場

・荷物を置くスペースを確保します。

次の事項を満たすように配慮しましょう!

照明

・利用状況に応じ、常時点灯させるか、人感センサー式としましょう。



母乳を与えるスペースを別室と した例(フレアとくしま)



設備・備品等の設置例 (フレアとくしま)

TÛ

操作ボタン スイッチ等

簡単でわかりやすい操作ボタン・スイッチ等

手荷物をもっている状況でも間違わずに簡単に操作できる よう、取り付け位置、スイッチなどの形状や大きさなどを工夫 し、どのような状況においても間違わずに簡単に操作できる ようにします。

基本事項

スイッチ類

- ・大型で操作性の高いものとし、暗い場所でもわかるパイロッ トランプ付きとします。
- ・子どもや車いす使用者の利用を考慮し、低めの位置に設けま す。
- ・空調機のスイッチなどは、ダイヤル式などの指先に力が必要 なものを避けます。

コンセント類

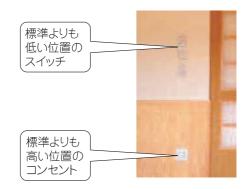
・差込頻度の高いコンセントは、高めの位置に設けます。

非常用ボタン

・わかりやすく、子どもや車いす使用者にも操作のしやすい位 置に設けます。

表示(サイン)

- ・スイッチなどの表示は、判別しやすいよう大きな文字とし、で きる限り、点字・浮き出し文字とします。
- ・非常用ボタンの表示は、ひらがなやピクトグラム*(図記号)等 指先に力の要らない空調機スイッチ により、非常時に誰にでもわかりやすく統一された表示に心掛けます。
- ・スイッチの種類に応じて、動作状態の表示を行います。



低い位置の大型スイッチと 高い位置のコンセント



パイロットランプ付きの大型スイッチと

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

スイッチ類

・室の種類に応じて、人感センサー式とします。

コンセント類

・室内の使用状況に応じて、コンセントの数、設置位置、可変性を検討し、引き抜け防止機能を設けま しょう。

ピクトグラム:文字に変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。

Ti

公園

自然、安らぎと潤いを感じられる公園

すべての人が自然に触れ、心安らぐ癒しの空間となるよう 演出します。

基本事項

設置

- ・必要に応じて、休憩所、遊具、トイレ、水飲場、照明施設など を設けます。
- ・車いす使用者も利用が可能な休憩所、観覧席を設置します。

遊具

- ・遊具は、安全でわかりやすく、使いやすいものとします。
- ・遊戯の基礎などは、露出しても安全なよう、基礎部分や危険 が考えられる部位を保護します。

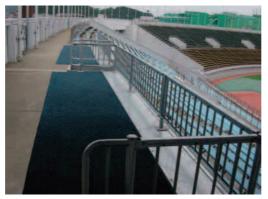
掲示板・標識

- ・大きな文字、絵文字、 外国語併記などによ り、すべての人に分 かりやすい案内表示 にします。
- ・広い公園では、案内 板・地図、方向指示板 などを分かりやすい 位置に設けます。

・その土地の地勢、気候、植生などを十分 に調査し、その調査 を活かした公園作り



複合遊具(南部健康運動公園)



車いす使用者観覧席(ポカリスエットスタジアム)



休憩所(南部健康運動公園)



車いす使用者用観覧席(アグリあなんスタジアム)



車いす使用者も利用できる水飲み場(月見ヶ丘海浜公園)

配慮事項

自然条件



次の事項を満たすように配慮しましょう!

住民参加の計画

を行います。

・計画、完成後などの段階ごとに、必要に応じワークショップ・パブリックコメント制度等の多様な 手段で利用者ニーズを把握し、反映させましょう。

管理

・地域住民との協働によるきめ細やかな管理等を推進しましょう。



休憩施設

・木陰を設け、疲れを和らげるベンチを増やしましょう。

舗装材

・雨の日など滑りやすい園路は、滑りにくく水はけの良い舗装材にしましょう。

植栽·水辺

- ・レイズドベッド*を設けるなどして、すべての人が草花や水辺に近づけるよう工夫しましょう。
- ・地形の高低差を利用して、植栽を配置しましょう。



水生植物に触れる工夫



芝生のレイズドベッド



地形の高低差を利用した樹木植栽



バス停留所

安全で乗降しやすいバス停留所

ベンチや上屋などを設けるとともに、安全に利用できるよう誘導用ブロックや防護柵を設けます。

基本事項

停車帯

・他の走行車両の妨げにならないようにバスの停車帯を確保します。

構造

- ・できるだけ平坦な構造にします。
- ・ノンステップバス*1や既存のバスのすべてに対応できるよう、原則としてマウントアップ型*2とします。

・現地の利用状況に応じて、バスベイ型*3、ストレート型*4などの形式を選定し、バスが正着*5できるようにします。

付属施設

・誘導用ブロックを設けます。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

上屋の構造

・雨や日差しなどに対応できるよう、上屋を設けましょう。

防風板

- ・風や雨などをしのげるように、防風板を設けましょう。
- · 防風板は、歩道の有効幅員を確保し、通行や視界を妨げないように設け、周辺の景観に調和したものとしましょう。

支柱

・標識柱や上屋の支柱は歩道の有効幅員を確保し、通行を妨げないように設けましょう。

照明

・必要に応じて防犯および事故防止対策のため、照明設備を設けましょう。

情報装置

・点字板や音声案内装置などを設けましょう。



^{※2} マウントアップ型:歩道面および縁石天端を車道面より高くした構造。(道路の図を参照)

※3 バスベイ型:歩道に切込みを入れてバスの停留所を設ける形式。

※4 ストレート型:歩道の幅員を変えることなく、歩道側に停留所を設ける形式。

※5 正着:停留所において、バスと歩道との間隔が50cm未満の状態。



整備されたバス停の例



視覚情報サイン

直感的でわかりやすい視覚情報サイン

絵や写真などを用いてわかりやすく、美しく、体系的にデザインし、視覚機能の違いにかかわらず認識しやすいよう、色彩や照明なども工夫します。

基本事項

設置間隔(遠距離を誘導する場合)

- ・見通しのよい直線部では、不慣れな利用者でも不安を感じない間隔で、その次のサインを設置します。
- ・近すぎてもサイン同士が重なって見えにくくなるので、現場 の見通しなどを考慮して適度な間隔とします。
- ・認識しやすいよう、同内容の情報板や標識は、できるだけ統合 し、一目でわかる配置とします。

高さ

- ・つり下げ型または突出型のサインは、低い目線から見上げる際の角度を考慮し、また、サインに体が衝突しないような高さ を確保します。
- ・近距離で見るものは、低い目線からでも見えるよう、壁付型の 上端や点字(縦型、傾斜型)を表示する場合の中心の高さを設 定します。
- ・目線の高さに近い位置に表示し、容易に判別できるようにします。

突き出しサインの位置

・サインの上端を開口部の上端と合わせ、位置は進行方向に対して奥側を標準とします。

ピクトグラム^{※1} (図記号)

- ・利用者にとって理解し記憶しやすく、違和感のないものとします。
- ・幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるよう、案内用図記号(JISZ8210*²) などを使用し、統一感を確保します。
- ・図記号と図記号や矢印を組み合わせる場合は、基準となる枠を同じ寸法にします。
- ・図記号の理解を深めるため、同じ視距離から読める大きさの 和文などを併記します。





見上げる際の角度を考慮したサイン



突き出しサインの位置

案内図

- ・簡潔でコントラスト*3に配慮した見やすいものとし、触知案内図*4の場合は点字を併記します。
- ※1 ピクトグラム:文字に変わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。
- ※2 JISZ8210:日本工業規格に制定されている「案内用図記号」。JIS 規格の原案は、交通エコロジー・モビリティ財団が定めた 「標準案内用図記号」の125項目で、財団のホームページ(http://www.ecomo.or.jp/)から取得できる。
- ※3 コントラスト:画像などの、明暗の差や色彩の対比。
- ※4 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。

使用する用語

・できるだけ専門用語を使わず、誰が見てもわかるようにします。

大きさ

・サイン本体、文字の大きさは、視覚機能の違いにかかわらず認識し やすい大きさとします。

書体

- ・遠くから見る文字は、角ゴシック系で太めの書体とし、近くで見る ものや抜き文字で表現する文字は、やや細めの書体とします。
- ・文字の間隔(文章の場合を除く)は、サイン本体の大きさや文字の 大きさなどにより、適度に空けるようにします。



- ・文字や図の色は、色彩や地の色との明度差*に配慮します。
- ・サイン周辺は適切な明るさを確保し、まぶしさが生じないように します。
- ・避難経路などの重要事項については、わかりやすい色で明示します。



利用者にとって理解し記憶しやすい浮き出たピクトグラム(図記号)



ピクトグラム(図記号)と外国語を 併記したサイン

国際化への対応

・必要に応じて英文などを併記します。

わかりやすい表記

- ・必要に応じて、漢字にはふりがなやローマ字をつけるようにします。
- ・必要に応じ、視覚障害者のために、音声又は放送による案内装置を設けます。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

色彩環境など

- · JIS 規格で定められた安全色や交通機関での特定の意味を持つ色を使用しながら、統一感のある色彩計画を行いましょう。
- ・暗い場所や光が反射して見にくい場所では、内照式のサイン を使用しましょう。

設置時の立会い

・設置する時は、利用者の参加を求め、見やすさやわかりやすさ を原寸大の試作品で確認しましょう。

景観

・近接する標識や周辺景観と調和させましょう。

国際化への対応

・必要に応じて、英文と併せて英文以外の外国語も併記しま しょう。



内側から照明で照らされたサイン



まちなみに配慮してデザインされたサイン

※ 明度差: 明度は明るさの度合いで、 $0\sim10$ 程度までの数値を使い、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。 明度差とはこの数値の差をいう。

わかりやすく連続性のある触覚情報サイン

触覚情報サイン

視覚障害者が安全で安心して、快適に利用できるよう、わかりやすく、連続性のあるものとし、また、視覚障害者誘導用ブロック**だけでなく、触覚を刺激する様々な方法も併用し、情報を正確に伝達します。

基本事項

◆誘導の方法

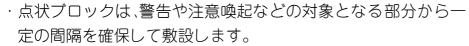
以下のものが考えられます。

- ①視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック、点状ブロック)
- ②床材、路面(触感・足音の違い、少しの凹凸など)
- ③手すり(点字サイン併用)
- 4)触知案内図

◆視覚障害者誘導用ブロック

共通事項

- ・方向感覚をつかみやすいよう、斜め方向や曲線を避け、連続性や 視認性を確保し、人的な対応ができる受付まで敷設します。
- ・点状ブロックは線状ブロックの分岐部や屈曲部、継続的な移動 に警告を発したり、注意を促す部分(横断歩道手前、地下横断歩 道、横断歩道橋などの立体横断施設の出入口部、道路と敷地境 界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作 ボタン前、エスカレーター乗場前など)に設けます。



- ・視認性の高い黄色を原則とし、背景色との明度差を確保し、連続性のあるものとします。
- ・形状・寸法などは JIST9251*2に規定されたものとします。
- ・誘導用·注意喚起用床材を一連で敷設する場合は、視覚障害者の混 乱を防ぐためにできるだけ同寸法、同材質の床材を使用します。
- ・下肢障害者や車いす使用者の通行の支障とならないよう、過剰な敷設はさけます。



視覚障害者誘導用ブロックは 背景色との明度差を確保します



背景色との明度差を確保するため、周りを縁取りした視覚障害者誘導用ブロック

- · 誘導用·注意喚起用床材を敷設する部分は周辺床材の、誘導用·注意喚起用床材の凹凸が、触感覚で確認しやすいように、できるだけ平らなものを用います。
- ・十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐磨耗性にも優れたものとします。
- ・ゴム材などで弾性のあるものは認識しづらいため、硬質のものとします。
- 滑りにくい材質とします。
- ※1 視覚障害者誘導用ブロック: 視覚障害者に対する誘導や段差の存在等の警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックで、線状ブロック、点状ブロックがある。本指針中、触覚情報サインの項目以外では「誘導用ブロック」と表記している。
- ※2 JIST9251:日本工業規格「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」のことで、利用者が認知しやすく、 車椅子や自転車、歩行者にも影響の少ないパターンが選定され、標準化されている。
 - ※日本工業規格(JIS)については、日本工業標準調査会のホームページ(http://www.jisc.go.jp/)で閲覧できる。

步道

- ・原則として、歩道の中心より民地側に設けます。
- ・斜路では、手すりに沿って両側に設置します。なお、斜路の幅が 狭く車いすの通行に支障をきたすおそれがある場合は、片側の みとします。

建物内

- ・人的対応の可否や用途により誘導が必要な部分を設定し、車いす、ベビーカーや買物カート、荷物運搬台車などの通行や高齢者の歩行に支障がないよう、敷設位置に注意を払います。
- ・視覚障害者誘導用ブロックだけではなく、触感や足音の違う床 材の採用、手すりによる誘導なども検討します。

◆点字サイン・触知案内図*1

- ・一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供します。
- ・トイレなど、ある特定の目的地に正確に移動できるよう、触知案 内図を設けます。
- ・形状・寸法などは JIST0921*2に規定されたものとします。
- ・点字表示の設置場所としては、主に次の場所が挙げられます。
 - ・エレベーターの乗場ボタン及びかご内の操作盤
 - ・案内板
- ・便所の表示板
- ・階段等の手すり
- ・玄関の呼出設備(インターホン)



建物内の視覚障害者誘導用ブロック (障害者交流プラザ)



床材の違いと手すりによる誘導 (障害者交流プラザ)

配慮事項



、次の事項を満たすように配慮しましょう!

◆視覚障害者誘導用ブロック

步道

- ·幅2m未満の歩道では、利用状況に応じて設けましょう。
- ・他の道路管理者との調整が必要な場合は、設置位置などを協議 し、連続性を確保しましょう。

建物内

・出入口の幅に余裕がある場合には、片側に寄せ、視覚障害者誘導 用ブロックを利用しない人との動線を区別しましょう。

◆触知案内図※3

・点字専用とするのではなく、大きな文字で色彩にも工夫した、わかりやすい表示を行いましょう。



触知案内図*3(下)とピクトグラム*4(記号図)(上)

- ※ 1 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。
- ※ 2 JIST0921:日本工業規格「高齢者・障害者配慮設計指針ー点字の表示原則及び点字表示方法ー公共施設・設備」のことで、手すり、室・トイレ、エレベータ、自動販売機、自動サービス機などの点字の表示が標準化されている。
 - ※日本工業規格(JIS)については、日本工業標準調査会のホームページ(http://www.jisc.go.jp/)で閲覧できる。
- ※3 触知案内図:配置図の線が浮き上がっており、手で線や形を触って目的地の確認を行うことができる案内図。
- ※4 ピクトグラム:文字に代わって事物や概念を伝える図形(絵文字)の総称。

聴覚・嗅覚 情報サイン

情報コミュニケーションとしての聴覚・嗅覚情報サイン

視覚情報が得られない場合でも、一定の情報を得られるよう、必要に応じて情報コミュニケーションを導入します。

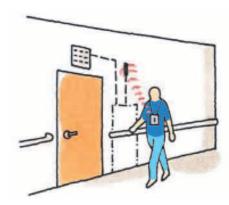
基本事項

音響誘導案内システムなど

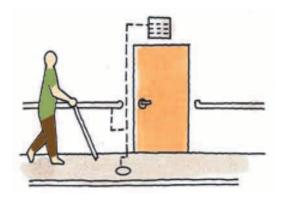
- ・方向や位置、サービス情報を音声により提供することが 効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声 案内システム、人感知式音声案内システムなどを設けま す。
- ・音声誘導案内システムは、施設の用途に応じて、建物内の 設備機器から音声が流れるものや、視覚障害者が携行し ている受信機に音声メッセージを送信するものなどから 選択し、音声がはっきりと聞き取れ、音声発生の場所がわ かりやすいようにします。
- ・出入口やトイレ入口では、必要に応じてチャイムなどの 音響案内装置を設けます。



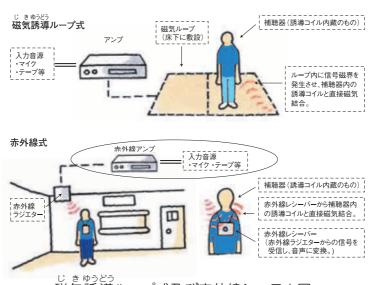
・必要に応じて、誘導案内や会議室などには、補聴援助システム(磁気誘導ループ式*1、赤外線式*2、FM 補聴装置*3など)を設けます。



ペンダント式



杖 式



磁気誘導ループ式及び赤外線システム図

- ※1 磁気誘導ループ式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を床下の導線(磁気ループ)へ流してループ内に信号磁界を発生させ、補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くもの。
- ※2 赤外線式:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を赤外線アンプ、赤外線ラジエターをとおして赤外線で送信し、赤外線レシーバーと補聴器(誘導コイル内蔵のもの)などで音を聞くことができるもの。
- ※ 3 FM 補聴装置:入力音源(マイク、テープ等)からの音声信号を FM 波で送信し、補聴器(FM 受信機を内蔵のもの)などで音を聞くことができる装置。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

音による空間認知

・いつも流れている音楽や水の音などにより空間を認知させる場合には、複数の音情報が氾濫しないよう、音量や音質、方向性に注意しましょう。

嗅覚による情報認知

・廊下の曲がり角などに香りのある花を置いたり、階毎に違った香りを漂わせるなど、建物の用途によっては嗅覚による情報提供を行いましょう。

その他

・情報認知を妨げないよう、他の設備や備品の配置に注意しましょう。



横断歩道の中央に音声誘導装置を設置し、横断方向が認知しやすい工夫をしています



廊下の交差部分に花を置き、 嗅覚情報を提供しているイメージ

非常時の 情報設備

非常時に有効な情報設備

施設を利用しやすくすることをはじめ、非常時(地震、火災他)には、人命に関わる重要な情報が即時に、確実に、あらゆる人に伝わるようにします。

基本事項

◆地下横断步道

非常警報設備*1

- ・わかりやすい場所に、適切な間隔で配置し、高齢者、子 ども、車いす使用者などにも利用しやすい高さに設け ます。
- ・非常警報設備は、音や光によるものとします。
- ・これらの非常警報設備は、外部の人々にも情報を発信 できるよう、設置場所を工夫したり、音声や光を外部に 発信できるシステムとします。
- ・設置場所がわかるよう、出入口や通路部に誘導用ブロックを設けます。

◆建物内

防災設備機器

・避難誘導灯は、スピーカーや点滅装置を併設したものを使用します。

非常通報装置**2

・みんなのトイレ、シャワー室、浴室など、利用者が一人 で使用する部屋には、非常通報装置を設けます。

緊急時の誘導

· 緊急時の誘導は、放送による誘導案内とともに電光文字表示装置を設置するなど聴覚障害者にも配慮します。

その他

・IT*³技術を用いた情報機器類は、常に最新の情報を入 手し、将来のシステム変更への対応や他のサインとの 連携を考えて採用します。



非常警報設備

点滅誘導音装置付誘導灯



高導音人と一カー 点滅装置

既設誘導灯に追加取付する方法

点滅型誘導灯





避難誘導灯



座ったときに手が届く位置と、倒れたときにも 手が届く位置に設置された非常通報装置 (郷土文化会館)

- ※1 非常警報設備:ベルや回転灯などにより緊急事態の発生を外部へ知らせる装置。
- ※2 非常通報設備:トイレや浴室などで体調が悪くなったときに、管理者へ連絡する装置。
- ※3 IT: [インフォメーションテクノロジー]情報技術の略。

配慮事項



次の事項を満たすように配慮しましょう!

◆地下横断步道

非常警報設備

- ・外部からもわかりやすい場所に設けましょう。
- ・防犯対策は、非常警報設備のみに頼らず、周辺住民の協力 を含めて防犯体制を整えましょう。

◆建物内

防災設備機器

・情報が伝わりにくい宿泊室などでは、光による警報装置 やテレビ画面を使用した情報装置を設けましょう。

非常通報装置

・人が倒れた場合にも操作ができる高さとし、操作しやす いものとしましょう。

情報ディスプレイ*

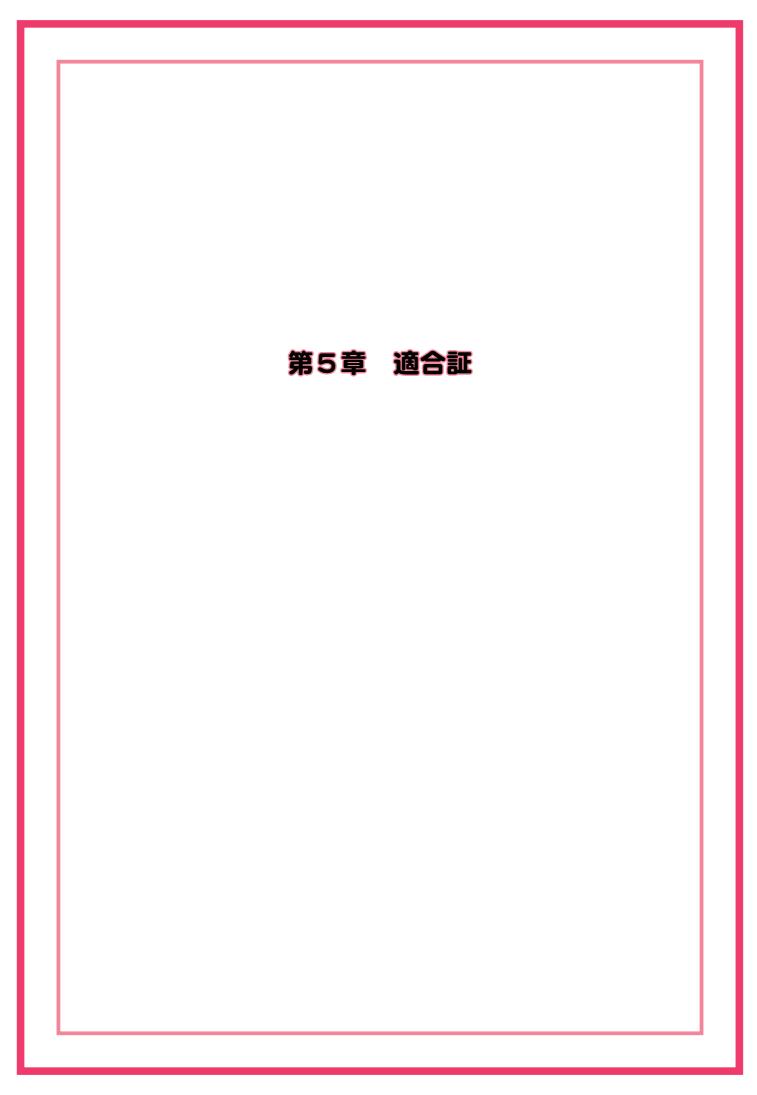
- ・非常時の警告や避難誘導などにも効果が高いため、施設 の用途に応じたシステムを設けましょう。
- ・パソコンで作成した案内文をディスプレイに表示し、非常時には、正確で迅速な情報提供を行えるようなシステムとしましょう。
- ・非常時には、案内放送だけでなく、目立つ点滅ランプなど で警告を発しましょう。



地下横断歩道内の状況を出入口のディスプレイに映し出す防犯対策と赤色回転灯、スピーカー



情報ディスプレイが併設された受付カウンター



適合証について

生活関連施設(徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則(以下「規則」という)で規定されています)を設置している方、もしくは管理している方(以下「設置者など」という)は、適合証の交付の請求ができます。

◇適合証の交付の請求をするには

- ① 生活関連施設が整備基準(施設により整備基準は違います)に適合している。 生活関連施設の設置者などが、施設を利用する人の意見を聴くようにしている。
- ② 適合証の交付の請求(適合証交付請求書の提出)
- ③ 審査
- ④ 生活関連施設(建築物)の現地確認
- ⑤ 適合証の交付

◇適合証交付の請求窓口

生活関連施設の設置場所	提出先	審査·検査部署
徳島市	徳島市都市 デザイン室	徳島市都市 デザイン室
鳴門市、松茂町、板野町	東部県土整備局 鳴門庁舎	県保健福祉政策課 地域福祉支援室
小松島市、勝浦町、上勝町、 佐那河内村、神山町、北島町、藍住町	東部県土整備局 徳島庁舎	
吉野川市、阿波市、上板町石井町	東部県土整備局 吉野川庁舎	
阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	南部総合県民局県 土整備部阿南庁舎	
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局県 土整備部美馬庁舎	
三好市、東みよし町	西部総合県民局県 土整備部三好庁舎	



適合証の図